

## 2015月 4度 昆山会月例会の内容

■開催日時: 2015年 4月 8日(水)18:00~19:00

■開催場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室 参加人数 36名

### ■参加役員

光中会長	○	石田副会長	○	笠原副会長	×	高橋副会長	○
仁井見副会長	○			福島副会長	○	梅田副会長	○
加藤(博)幹事役	×	加藤(基)幹事役	○	牛ノ濱幹事役	×		
伊丹幹事役	×	木村幹事役	×	卞幹事役	○	吉田幹事役	○
魯幹事役	○	成瀬名誉顧問	代				

成瀬名誉顧問代理出席:古橋様

### ◇◇◇議事録◇◇◇

#### 1)在上海日本国総領事館「鳥インフルエンザ関連情報(第100報)」

在上海日本国総領事館

2015年4月7日

1. 上海市衛生・計画生育委員会は4月4日および4月6日、上海市で鳥インフルエンザA(H7N9)による新たな感染例が1例ずつ確認されたと発表しました。同報告による感染者の状況は以下のとおりです。

王某, 52歳男性, 上海市戸籍。4月3日に鳥インフルエンザA(H7N9)の診断確定。現在, 病状は安定している。

陳某, 37歳女性。江蘇省戸籍。4月6日に鳥インフルエンザA(H7N9)の診断確定。現在, 病状は重篤。

2. 今回の報告により, 2014年下半期以降, 当館管内で感染が確認・発表されたのは, 上海市6例, 江蘇省14例(うち死亡8例), 浙江省28例(うち死亡例5例), 安徽省7例(うち死亡1例), 江西省2例の計57例(うち死亡14例)となりました。

3. 当館管内を含む中国国内各地では, 2014年2月以降、特に冬季から春季を中心に鳥インフルエンザA(H7N9)の感染が多数確認されているところ、在留邦人の方におかれては、以下の諸点にご注意願います。

(1)発熱、咳などの呼吸器感染の症状が発症、特に高熱の発症や呼吸困難の症状が見られた場合は速やかに医師の診断を受けるようお願い致します。医療機関受診の際の注意点等については、当館ホームページの「鳥インフルエンザ関連情報」ページに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/life/toriinfuru-j.html>

(2) 不用意に鳥・家畜に近寄ったり触れたりせず、手洗い、うがい等を励行し、衛生管理に十分注意してください。また、十分な栄養、睡眠をとり、平素からの体調管理に気をつけてください。

(3) 外出する場合には、人混みはできるだけ避け、人混みではマスクをする等の対策を心がけてください。中国内で出張、旅行等をされる場合は、現地の医療事情や感染発生状況等を確認して計画を立てるようにしてください。

(4) その他、感染地域滞在の注意事項については、「海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A」を御参照ください。( [http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian\\_search/influ\\_qa.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/influ_qa.html) )

(5) また、2013年4月26日に行われた賀来満夫・東北大学大学院医学系研究科教授による講演相談会の資料を当館ホームページに掲載しております。鳥インフルエンザA(H7N9)の特徴や予防の知識などの情報が多数含まれておりますので、是非ご活用ください。

4. 当館では新たな情報が得られ次第、当館ホームページ等でお知らせします。

(参考ホームページ等)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関2-2-1

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2902

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2850

○外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

○鳥インフルエンザに関する情報(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

○海外渡航者のための感染症情報(厚生労働省検疫所) <http://www.forth.go.jp>

○高病原性鳥インフルエンザ(国立感染症研究所感染症情報センター)

[http://idsc.nih.go.jp/disease/avian\\_influenza/index.html](http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html)

○鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

○鳥インフルエンザA(H7N9)に関する世界保健機関(WHO)の情報

[http://www.who.int/influenza/human\\_animal\\_interface/influenza\\_h7n9/en/index.html](http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/influenza_h7n9/en/index.html)

○国際獣疫事務局(OIE)

[http://www.oie.int/eng/en\\_index.htm](http://www.oie.int/eng/en_index.htm)

## ■関連ニュース「H7N9型鳥インフル、突然変異でパンデミックの恐れ」

ロイター 3月12日(木)15時27分配信

[ロンドン 11日 ロイター] - 英科学誌ネイチャーに掲載された科学者チームの調査報告によると、中国で発生し人への感染が起きているH7N9型鳥インフルエンザは突然変異によってパンデミック(世界的大流行)を引き起こす可能性がある。

研究では、香港大学のYi Guan氏が率いるチームが、中国の5省15市で、H7N9型インフルエンザの進化と拡大を調査。ウイルスが鶏の間でしばしば突然変異し、パンデミックに発展する可能性

のある遺伝子変異を獲得しながら存続、多様化、拡大していることが分かった。人での再発の恐れが強まっており、脅威が増大しているという。

H7N9型ウイルスは2013年3月に人に感染。世界保健機関(WHO)が発表した2月のデータによると、これまでに、中国、台湾、香港、マレーシア、カナダで少なくとも571人が感染し、212人が死亡している。

中国政府が生きた家禽の市場を閉鎖し、鶏との直接の接触によるリスクについて警告を発したことなどで、いったんは収束したかに見えたが、昨年再び人への感染が増加した。

研究報告は「(ウイルスの)拡大と遺伝子の多様性、地理的拡大は、有効な制御措置が講じられなければH7N9型ウイルスが地域を越えて存続・拡大する可能性を示唆している」と述べた。

WHOはH7N9型ウイルスに関する最新の発表で「引き続き動向を注視する」としたが、「これまでのところこの型による全般的なリスクに変化はない」と述べた。

## 2) 第 10 回 昆山日本人会ゴルフコンペ結果報告

3/15(SUN)の第 10 回 昆山日本人会ゴルフコンペにご参加の皆様、お疲れ様でした。小雨予報でしたが、雨に降られることもなく寒くもなく、まずまずのゴルフ日和ではなかったかと思えます。栄えある優勝は、前回の中島義夫様に続き多富電子の梅田広治総経理。41/37=78-HDCP6=NET 72.0 の見事なベスグロ優勝でした。準優勝は帰任目前で V4 を目指した日沖の梅山英典工場長。42/42=84-HDCP12=NET72.0 と同 NET ながら後一步届きませんでした。また、3 番ホールで日沖の長友靖総経理が大会史上初のホールインワンを達成されました。昨日はご本人のお誕生日当日とのことで重ね重ねおめでとうございます。今回が 7 回目となるオネスト賞は全 51 名中 48 名の参加を得て実施した結果、『オネスト男』の異名を持つ KITZ 坂間様の他、日沖梅山様、三麗張様、欧南芭宇賀様の 4 名がピタリ賞となり、参加者からの罰金 2,160 元 ÷ 4 = 540 元の配当と相成りました。

今回は仕事で参加できなかった伊福谷の伊福元彦様より AKIRA ウエッジ × 2 本、みずほ/SMBC 銀行様からゴルフボール各 2 ダース、損保ジャパン様からタオル × 4 枚のご協賛を頂きました。また、受付/表彰式でお手伝い頂いた KITZ 笠原様/岩井川上様、いつもながら手作り NP/DC 旗 × 2 組をご準備頂いたエンケイ鈴木様、誠に有難うございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、今コンペで、ニアピン賞金一本 200 元(該当者なし)と、請求されなかった(させなかった…笑)3 バッグフィー100 元の合計 300 元を次回以降の余剰金に充てさせていただきました。次の第 11 回は 7/5(日)に同じ昆山太陽島での開催を予定しておりますので、奮ってご参戦願います。

有難うございました!!

幹事

スワニー光中 徹

川上圭様

昨日の集合写真他を、このメール配信先を使って全員に配信して下さい。



### 3) 在上海日本国総領事館 「平成27年度春期 小・中学校向け教科書配布のお知らせ」

平成27年度春期 小・中学校向け教科書配布のお知らせを当館HPに掲載致しましたので、下記HPをご参照ください。受け取り方法は、お住まいの地域や通学先により異なりますのでご注意ください。

[http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/education/150320\\_b-j.html](http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/education/150320_b-j.html)

### 4) 会員企業デロイト様よりの報告「移転価格に関する重要通達」

デロイト様より以下の情報がありましたので掲載します。

先日、中国国外のグループ会社に対する支払費用の損金算入に関して、国家税務総局から「海外関連者への支払費用に関する企業所得税問題の公告」(2015年16号)が公布されました。添付の通達原文と日本語訳をご参照ください。

当該通達は中国国外のグループ会社に対する支払費用の移転価格管理を規範化・管理することを目的とし、昨年公布された146号通達の後続通達と位置づけられます。

## ■新通達の概要

国家税務総局は昨年7月に146号を公布し、多額のサービス費やロイヤルティを海外グループ会社に支払っている企業の状況を調査するよう各地税務局に指示しました。

今回公布された16号は、海外関連者に支払う費用には実体が必要であるとし、サービス費とロイヤルティについて以下の通り規定しています。

### 1. サービス費

以下のサービスを受けて支払う対価は、損金算入すべきではない。

- ・企業が負う機能及びリスク又は経営とは無関係のサービス活動。
- ・関連者が企業の直接又は間接の投資者の投資利益を保証するために行う、企業に対する統制、管理、監督等のサービス活動。
- ・関連者が行うもので、企業が既に第三者から購入した又は自ら実施したサービス活動。
- ・企業はグループに属することで収益を得たが、グループ内で関連者から当該企業のために具体的に受けていないサービス活動。
- ・その他の関連者間取引の中で補償を受けているサービス活動。
- ・その他、企業に直接的或は間接的に経済的利益をもたらさないサービス活動。

### 2. ロイヤルティ

関連者各自の当該無形資産の価値創造への貢献度を考慮の上、各自が得るべき経済利益を確定しなければならない。

企業が単に無形資産の法的所有権を持っているだけで価値創造への貢献のない特許使用料は独立企業原則に則っておらず、企業所得税の計算上、損金にすることが出来ない。

特にサービス費の支払については、昨年6月に国家税務総局がワシントンでの講演において明示した「親会社に支払うサービス費に係る6つのテスト」を通達に落とし込んだものであり、グループ内役務提供(IGS)の独立企業原則を分析する上でのポイントとなります。

さらに16号通達では、企業所得税法実施条例の規定を持ち出し、海外関連者への支払費用が独立企業原則に則っていなければ、関連業務が発生した納税年度から起算して10年間、税務局が特別納税調整を行うことを明確にしています。

### 私どものアドバイス

税務局から質疑を受ける場合や調査となる場合は、提供を受けたサービスや無形資産の真実性、対価設定の「合理性」を説明して抗弁することが重要になります。こうしたサービス費やロイヤルティは、中国子会社と親会社が個別設定した価格ポリシーというよりは、グループ全体でのポリシーに基づき実施されていることも多いかと思えます。そのため、日本親会社も関与した上で、上記通達に照らして現在のサービス取引及び無形資産取引における移転価格ポリシーをレビュー・評価し、税務リスクを早急に確認することをお勧めします。

ご不明点等ございましたら遠慮なく弊所までお問い合わせ下さい。

※関連添付資料「②国家税务总局公告 2015 年第 16 号」「③国家税务总局公告 2015 年第 16 号(日本語参考訳)」をご覧ください。

定例会に参加されたデロイト様からこの他にも最近のトピックとして、税関の調査強化等の報告がありました。主に半導体業界、自動車産業業界に関する通関業務に伴う課税対象についてです。今までの HS コードの変更を指示され、課税率が高くなるケースやロイヤリティー費用を輸入部品等に加算して課税するような事象が報告されているようです。

詳しく知りたい方は、事務局までご連絡ください。デロイト様の窓口をご紹介します。

## 5) 周市鎮桜祭り及び昆山会お花見会計報告

### ■周市鎮桜祭りについて

3月28日(土)10:30より周市鎮政府、周市日本企業聯議會主催の桜祭りに昆山会を代表して福島が参加してきました。

桜祭り当日は、晴天で中々良い感じの気候で、参加人数は私のおおよその推測ですが、180名ぐらいのご参加があったと思われます。昆山市からは杜新市長も参加されていました。

昆山会を代表して、福島がご挨拶並びに乾杯の発声をさせていただいたことをご報告申し上げます。

### ■昆山会お花見について

今回のお花見は、天气的には申し分なかったのですが、桜の花の先が五分咲きぐらいでした。毎年花見会の開催日には悩ませられます…。

今回のお花見は会費徴収の参加者が145名+子供が12名ほど。ご招待客、協賛者を含めると180名ぐらい参加していたと推測されます。

お花見の収支のご報告をいたします。

■会計			
支出	内容	備考	小計金額
	食事	40元(170食分)、20元(20食)	7200
	おつまみその他	弁当代、おつまみ、氷、お酒、飲料、横断幕等	1518
	支出合計		8718
収入	内容	備考	小計金額
	参加費徴収	男性89名、女性56名、合計145名(子供12名ぐらい)	9920
	不明余剰金		
	収入合計		9920
収支	内容	備考	小計金額
	支出合計		8718
	収入合計		9920
	収支合計		1202



### ■今回のお花見の反省点

- 拡声器を使っていたが、アナウンスが全体に聞こえない。  
⇒来年はスワニー様の音響装置を使用させていただく。
- 料理提供店舗の紹介が少なかった。  
⇒来年は協賛店舗に宣伝活動の時間を与える。

## 6) 中村幹事役、岡田副会長退任のご報告

### ■中村幹事役のコメント

突然のご報告になりますが、このたび私は一身上の都合により 3 月 31 日を以って昆山パックスターを辞職することになりました。

4 月以降の数ヶ月は昆山に残り後任へのサポートと自ら起こす事業の準備等で時間を費やすことになりますが、今後は日本人会の活動への参加も難しくなってきますので、日本人会幹事役を辞任いたしたく御連絡いたします。あわせて日本人会の退会もお願いいたします。

幹事役在任中は何のお役にも立てなかったことを申し訳なく思っております。他の役員皆様へも宜しくお伝えください。

最後になりますが昆山日本人会の益々のご繁栄を心よりお祈りいたしております。

## ■岡田副会長のコメント

豊田工業(昆山)有限公司の岡田です。いつもお世話になっております。

私、4月11日に日本に帰任することになりました。本当に突然ではありますが、昆山日本人会副会長および日本人会の退任をいたしたく、お願い申し上げます。

副会長になって1年も経っておらず、何のお役にも立てなかったこと、大変、申し訳なく思っております。本来でしたら、お目にかかりお詫びとご挨拶を申し上げないといけません、急な帰任でバタバタしており、このような形で報告いたしますことお許し願います。

### 現役員一覧表

NO	昆山会役職	会社名	役職	氏名・敬称略
1	会長	中国蘇旺你有限公司	董事長	光中 徹
2	首席副会長	蘇州関西塗料有限公司	副總經理	石田 純也
3	次席副会長	北澤半導体閥門(昆山)有限公司	總經理	笠原 光夫
4	副会長	大電机器人電纜(昆山)有限公司	總經理	仁井見 積
5	副会長	牧田(中国)有限公司	副總經理	高橋 雅一
6	副会長	多富電子(昆山)有限公司	總經理	梅田 広治
7	副会長	昆山弘恵食品有限公司	副總經理	福島 幸治
8	幹事役	昆山恩斯克有限公司	財務部長	加藤 博誠
9	幹事役	豊田工業(昆山)有限会社	總經理付	加藤 基成
10	幹事役	昆山杰斯比聖和科包装材料有限公司	經理	牛之浜 良介
11	幹事役	東芝照明(昆山)有限公司	部長	木村 紀長
12	幹事役	昆山阿基里斯人造皮有限公司	副總經理	伊丹 慎二
13	幹事役	昆山威可帝商貿有限公司	副總經理	卞 建春
14	幹事役	三井住友銀行(中国)有限公司	總經理	吉田 周平
15	幹事役	瑞穗銀行(中国)有限公司 昆山支行	出張所所長	魯 爾剛
16	名誉顧問	新東工業商貿(昆山)有限公司	董事長	成瀬 賢次

## 7) 中国の入国査証(ビザ)に関する新规定について(注意喚起:追加情報)

2015年3月25日 在中国日本国大使館 (2015年4月1日補足)

「中国の入国査証(ビザ)に関する新规定について」注意喚起を3月9日付で発出させていただきますが、当方からの照会を受け、その後、中国側(人力資源社会社会保障部と外交部)より回答が来ておりますところお知らせいたします。

### 1. 人力資源社会保障部(以下「人社部」という)からの回答

(1)Q:「外国人短期終了業務のための入国に関する処理手続(試行)」通知1条(一)では、「中国国内の協力先における、技術、科学研究、管理、指導等の業務」を行う場合、Zビザを取得するべきとされるところ、「協力先」とは、具体的にどのような会社をいうか。



A:「中国国内の協力先における、技術、科学研究、管理、指導等の業務」とは、中国国内の協力先(事業主)が、業務上の需要から、外部の関係者を招へいし、研究、指導等の業務に参加させる場合をいう。ここでいう「協力先」とは、「外部の関係者が業務に参加する事業主」を意味する。

(2)Q: 上記通知2条(三)では、「中国国内の支社、子会社、代表処に派遣の上、短期終了業務を行う」場合、Mビザを取得すべきとされるところ、「子会社」とは、具体的にどのような会社をいうか。

A:「中国国内の支社、子会社、代表処に派遣の上、短期終了業務を行う」とは、多国籍企業の本部(本社が他国に設立した支社を含む。)が中国国内に設立した支社、子会社、代表処に業務関係者を派遣し、短期的な業務任務を完成させることをいう。これは、企業内部における関係者の移動を意味する。

(3)Q: A社がB社との間で資本関係を有しているが、A社のB社に対する出資比率が過半数に満たない場合、B社は、A社にとって「子会社」か、又は「協力先」か。

A: A社がB社との間で資本関係を有していれば、A社のB社に対する出資比率が過半数に満たない場合であっても、B社は、A社にとって「子会社」である。

## 2. 外交部からの回答

Q: 上記通知と査証免除の関係はいかに解すべきか。

A: (1) 上記通知第2条(一)から(四)で列挙されている状況で、90日を越えない場合はMビザの取得が必要である。

(2) 上記通知第2条(五)(六)で列挙されている状況で、90日を越えない場合はFビザの取得が必要である。

(3) 但し、日本国民が一般旅券で中国に入国する場合、上記通知第2条(一)から(四)で列挙されている状況で(滞在期間が)15日を越えない場合は、査証免除となる。

以上の通りですので、中国の「子会社」(注: 当該会社との間で資本関係があればよく、出資比率が過半数に至る必要はない。)で短期終了業務を行う場合でも、滞在期間が15日を越えない場合は、査証免除となります(15日を越える場合はMビザが必要、また、「協力先」に派遣される場合は、15日を越えない場合であってもZビザが必要となります。)

(以下、3月9日付注意喚起の内容)

中国においては、短期滞在者を対象とする新たな規定が以下のとおり施行されました。ご自身の活動の内容により、必要なビザを取得していない場合、不法就労とみなされる可能性がありますので注意が必要です。

## 1. 中国の新たな規定

(1) 昨年11月、人力資源社会保障部等は、「外国人が入境して短期業務任務を完成させる場合の関連手続秩序(試行)」(注: 以下「新規定」。なお、中国語では「外国人入境完成短期工作任務的相關弁理秩序(試行)」)を公表し、本年1月1日より施行されています。「新規定」の原文は以下の人力資源社会保障部のHPに掲載しています。

[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/jiuye/JYzonghe/201411/t20141121\\_144780.htm](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/jiuye/JYzonghe/201411/t20141121_144780.htm)

(2) 「新規定」の施行により、訪中して業務を行う場合に(ア)長期滞在でなくとも、「就労」にあたるとしてZビザが必要となるケースや、(イ)Mビザが必要となるケースが示されており注意が必要です。

(ア)には、中国内の協力先での技術指導や管理を行う場合や、映画や広告の撮影等が含まれており、この場合は、滞在先の人力資源社会保証部門で新たに導入された「短期工作証明」を所得した上で、中国の大使館や総領事館でZビザを取得する必要があります。

(イ)には、購買機器の設備維持、補修、設置や、中国内で入札したプロジェクトの指導、中国内の支社等に派遣されて短期業務を行う場合、また、運動競技に参加する場合や、ボランティアに参加、あるいは文化部門が認める非営業目的の公演等が含まれており、内容に応じてMビザかFビザの取得が必要とされています。

なお、「短期工作証明」の取得方法について、ご参考までに北京市外国專家局(中国語)のHPを以下のとおり紹介いたします。

[http://www.bjrbj.gov.cn/wzxx/work\\_570/work02/201412/t20141225\\_38029.html](http://www.bjrbj.gov.cn/wzxx/work_570/work02/201412/t20141225_38029.html)

## 2. 査証免除措置への影響

(1) 中国は従来より、「一般旅券を所持する日本、シンガポール、ブルネイの3カ国国民が、中国へ観光、商用、親族知人訪問或いは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以内であればビザが免除され、外国人向けに開放された空港、港から入国できる。」として、日本国国民等に対して査証免除措置を実施しています。(具体的な説明は以下のサイトをご参照ください)

在日本中国大使館HP→ <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lifu/hzqzyw/t938315.htm>

中国外交部(中国語)→ [http://cs.mfa.gov.cn/wgrlh/lhqz/cjwdn\\_660600/t1175680.shtml](http://cs.mfa.gov.cn/wgrlh/lhqz/cjwdn_660600/t1175680.shtml)

(2) 中国外交部に確認したところ、「新規定」施行後も、査証免除措置に変更はない旨の回答がありました。出張等で訪中される際は、中国における活動が「商用」に該当するのか、「新規定」が分類するいずれかの事項に該当しないのかにつきご注意いただき、必要な場合には該当するビザを取得いただくようお願いします。

【注】1月に本件記事を掲載した際、「【ご参考】新規定の具体的なイメージとしては、例えば以下のようなケースを規定するものとなっています(なお、実際にビザが必要か否かは、当館としては判断できませんので、日本にある中国の大使館や総領事館等中国側に個別に確認していただく必要があります。)」として、5種類のイメージをお示ししましたが、ビザの要否はあくまで中国側が判断する事項であり、当館が類型を示すのは不適切、また、実際にも誤解を招きかねないことから削除をいたしました。

今後、本件の関連で部分的でも中国側から公式に確認ができた事項についてはあらためて情報発信をしてきたいと考えています。

#### ■参加会員からの意見

- 実際の細則は規定されておらず、解釈の違いで理解が異なる。
- 以前の規定とほぼ同じであり、日本人出張者はあまり気にする必要はない。

### 8) 会員企業「中国人民財産保険有限公司」

会員企業の「中国人民財産保険有限公司」から企業紹介がありました。

昨年8月におこった中栄金属の爆発事故に伴い、安全生産責任保険の需要の高まりを受け、保険内容等のご紹介がありました。

#### ■お問い合わせは下記まで

中国人民財産保険有限公司 昆山中心支公司 周 炜桦 氏  
携帯電話: 138-1288-1177 (日本語可)

### 9) 新会員、新規駐在員及び帰国会員ご紹介

#### ◆新規会員

▼昆山建昌金属科技有限公司(ケンショウキンゾクカギ) 高橋 健 副総経理  
昆山市張浦鎮港浦東路 1699 号 0512-5745-2345(8105)  
製造業・金属加工 ステンレス加工

▼江苏恒联国际物流有限公司(エバーリンク) 松田浩行 経理  
江苏省昆山市长江北路 777 号 0512-5735-8868  
物流業/国際輸送・国内輸送・倉庫保管

## ◇帰国会員

▽昆山愛克樹脂有限公司（アイカジュシ） 董事長兼総経理 伊藤英孝 氏

▽住重電磁設備(昆山)有限公司（スミジュウデンジセツビ） 柳田 誠一 氏

帰任日：2015年3月31日

## 10) 在上海日本国総領事館発行「総領事館緊急メールマガジン」への登録の勧め

昆山日本人会において、領事館発行の「総領事館緊急メールマガジン」の取り扱いについて。2010年6月までは、この「総領事館緊急メールマガジン」が発行された場合、昆山日本人会会員へ転送していましたが、7月以降は月例会議事録には掲載いたしますが、都度の転送はいたしません。非常に重要な情報もありますので、駐在員の方は「総領事館緊急メールマガジン」への登録をお勧めします。

### ◆総領事館緊急メールマガジン

配信御希望の方は下記 URL にアクセスし、登録をお願いします。

総領事館緊急メールマガジン登録ページ

[http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shanghai\\_cn.html](http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shanghai_cn.html)

## 11) 各同好会・会員交流のお知らせ

### ■同好会の最近の活動状況

#### ▽ゴルフ

2015年度昆山日本人会ゴルフコンペは 3月、7月、11月の年三回を予定しております。

次回のコンペは7月5日(日)。場所はいつもの通り昆山太陽島ゴルフクラブ。

詳細は開催前にご連絡いたします。

◆ 連絡先 中国蘇旺你有限公司 光中 徹 [t.mitsunaka@swany.co.jp](mailto:t.mitsunaka@swany.co.jp)

#### ▽ソフトボール

4月より江蘇省リーグが開幕。蘇州3チーム、無錫、昆山、各1チームの合計5チームでリーグ戦を行っています。

江蘇省リーグ以外にも、月に1~2回程度練習等を昆山で行っております。会社内で興味がある方がおられましたら紹介をよろしく申し上げます。

・練習場所：未定

・練習日時：日曜日(不定期開催、月3回程度)午前9時~午後12時

・参加費：飛び入り参加の場合は1回40元。会員登録の場合は年1000元の会費を徴収いたします。

◆連絡先：日吉 達朗 杭州哈利瑪電材技術有限公司 昆山営業所

186-6235-7217 [hiyoshi-t@harima.co.jp](mailto:hiyoshi-t@harima.co.jp)まで 事前確認下さい。

### ▽テニス

毎週練習していますので興味ある方はぜひ覗いてみてください。

場所: 陽光世紀花園内テニスコート(長江北路 大型スーパー易初愛蓮(ロータス)の対面南側)

・水曜日 ナイター(18:00~21:00)

・土曜日 13:00~17:00

・日曜日 13:00~17:00

・参加費: 参加毎に40元を徴収いたします。

◆連絡先 長谷川 潔 (達晶電子(昆山)有限公司) 138-0626-3560

[haseskz@fa3.so-net.ne.jp](mailto:haseskz@fa3.so-net.ne.jp)まで事前確認してください。

### ▽サイクリングクラブ

昆山日本人会自転車クラブでは仲間を募集しています。のんびりと童心にかえて自転車散歩してみませんか? きっと新しい発見があるはずです。自転車もママチャリで大丈夫。入会金・会費等は無料です。毎月1回 60km程度のツーリングを予定しています。興味がある方はメールを下さい。のんびりとお待ちしております。ご興味のある方は下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 関西塗料有限公司

副総経理 石田 純也 [ishida@szkalskansai.com](mailto:ishida@szkalskansai.com)

### ▽昆山会 OB 会、OG 会

昆山に駐在経験があり、現在は日本に戻られた OB、OG のメンバー(関東方面)が日本で懇親会を開催しています。ご興味のある方はご連絡ください。

いつもお世話になります。連絡役の山田良和です。3月28日(土)、好天のもと、第49回の昆山会が7名のご参観により開催されました。両国の桜と、当日の会合の様子をご覧ください。

<http://f.hatena.ne.jp/yamy428/kunshan%20OB/?key=smhVBI7Gijw0vMc4>

【以下、今後の予告】

第51回: 7月18日(土)ころ、池袋で開催予定

第52回: 8月22日(土)ころ、両国で開催予定

◆連絡先 関東支部まとめ役 山田氏 [yoshikazu.yamada@tohmatu.co.jp](mailto:yoshikazu.yamada@tohmatu.co.jp)

### ▽フットサル同好会

基本的に毎週土曜日か日曜日に練習、試合等を実施。参加申し込み、お問い合わせ下記連絡先へお願いします。

◆連絡先 田澤 睦 氏 [makoto-tazawa@toyorikagaku.com](mailto:makoto-tazawa@toyorikagaku.com)

## ▽女性の集い

昆山在住の日本人女性も少なくなり、約 20 名程度です。月一回(毎月第二水曜日)日本人どうし  
で集まり情報交換をしております。また、中国、台湾の女性も参加する集まりも不定期で開催して  
おります。

◆連絡先 徐 奈緒子 [torazou21@hotmail.com](mailto:torazou21@hotmail.com) 福島 麻子 [asako112811@yahoo.co.jp](mailto:asako112811@yahoo.co.jp)

## ▽釣り同好会

月に一度、月例会を行っています。活動場所: 昆山、蘇州、上海近辺。活動時期: 3 月～11 月。  
詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 山中 達雄 [yama@sanwa-nmz.co.jp](mailto:yama@sanwa-nmz.co.jp) 赤崎 恒太郎 [k\\_hashiretoto@yahoo.co.jp](mailto:k_hashiretoto@yahoo.co.jp)

## ▽昆山ミュージックフレンズ

この度、新しいサークルを昆山に設立致しました。「昆山ミュージックフレンズ」です。フォークソ  
ングからハードロックまで、アマチュアバンドを組んで音楽を楽しみませんか? 未経験者、聴くだけ  
の参加も大歓迎です。勿論、国籍、年齢、性別は問いません。

上海、蘇州で開催されている日系バンドのライブ情報なども発信しています。

### ■会員からの報告

吉田国際(スーパーテスコ)の裏にある楽器店のスタジオを借りて、定期的にセッションしていま  
す。意外な方が音楽を楽しんでおり、思わぬ出会いもあるかも?

◆連絡先 真鍋 [tmanabeg@gmail.com](mailto:tmanabeg@gmail.com)

## ▽昆山日本人会ブログ・BBS

中国の閲覧規制のかかってしまった、当会サイトでしたが、新しく立ち上げました。会員同士の  
情報収集、意見交換等にお役立てください。

### ■昆山会のブログ等のサイト

Blog <http://kja.seesaa.net/>

## 12) 次回定例会のお知らせ

**※今年から開催日時が変わっています。ご注意ください。**

次回定例会( 5 月度) **5 月度の司会進行役は高橋副会長です。**

日時: 2015 年 5 月 13 日(水) **第二水曜日 18:00～**

場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室

昆山市前進中路 48 号麗景花園

TEL0512-5731-7149

## ■2015 年司会進行役一覧表

1 月司会進行役	石田副会長	7 月司会進行役	加藤(博) 幹事役
2 月司会進行役	笠原副会長	8 月司会進行役	加藤(基) 幹事役
3 月司会進行役	岡田副会長	9 月司会進行役	牛ノ浜幹事役
4 月司会進行役	仁井見副会長	10 月司会進行役	伊丹幹事役
5 月司会進行役	高橋副会長	11 月司会進行役	木村幹事役
6 月司会進行役	梅田副会長	12 月司会進行役	卞幹事役

---

編集 : 昆山日本人会事務局 福島 幸治

MB 139-1574-9233

E-mail [fwgh4006@gmail.com](mailto:fwgh4006@gmail.com)

本資料に掲載されている写真、記事等を複製、販売、出版、配布及び変更を加えて表示することを禁じます。コンテンツの複製等をご希望の方は昆山日本人事務局までご連絡ください。

---